

閱覽用

令和4年 第10回  
神崎市農業委員会総会 議事録

令和4年10月5日  
神崎市農業委員会

令和4年10月 第10回 神崎市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和4年10月5日(水) 午前9時30分開会

2 開催場所 神崎市役所 2階共用会議室

3 出欠者の状況

出席委員 13名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村睦雄	出
2	副会長	野田 豊	出
3	委員	嘉村尚文	出
4	委員	宮地恆代	出
5	委員	中原和之	出
6	委員	貞島清秀	出
7	委員	重松秀明	出
8	委員	野副高司	出
9	委員	樋口康明	出
10	委員	井手元博	出
11	委員	島崎元次	出
12	委員	田中郁英	出
13	副会長	吉浦文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

12番 田中郁英委員 13番 吉浦文雄副会長

日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画 所有権移転関係について 2件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画 利用権設定関係について 22件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について  
5件

## 5 説明のため出席した職員

### 【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

## 6 会議の概要

### 事務局長

皆様、おはようございます。

委員の皆さまには、本総会にご出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、円滑な議事の進行などについて、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和4年 第10回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

### 会 長

あらためて、皆様おはようございます。10月に入ってちょっとは朝晩は涼しくなった、秋の気配を感じるようになったと思いますが、皆様方には、山間部から始まっていますが平野部へと稲刈りシーズンとなりますので、必ず健康に注意されてくださいねがんばっていただきたいと思います。

それでは、只今から令和4年 第10回 神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

### 事務局長

本日の出席委員は13名、全員ご出席でございますので、本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

## 事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

## 議長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

### ○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、12番 田中委員と13番 吉浦副会長を指名します。

よろしく申し上げます。

## 議長

### ○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

## 議長

### ○日程第3 付議事件

議案は、議案第1号から第4号までの、4議案の28件です。

報告は、第1号の5件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

## 議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号 受付番号1番の申請者は出席を求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

## 議長

議案書の1ページをお願いします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

## 事務局 【議案第1号、申請番号1番を議案書により説明】

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号1番、申請地の所在は神埼町姉川 字〇〇 〇〇番の外、田、

畑2筆及び山林を含む2, 987㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外につきましては令和元年8月に決定済であり、農地区分につきましては、特定土地改良事業の受益地内であることから第1種農地と判断します。

転用許可基準につきましては、住宅などで集落に接続して設置されるものに該当すると判断いたします。

位置図などにつきましては、2ページと3ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。

なお、今回の申請地については、旧神埼町の時代にごみの埋立地として利用されていた経緯の土地であるため、土壌対策等及び〇〇取得者への売買後の土地に関する一切の対応、処理については、申請業者自らが対応する旨の確約書が提出されております。

ここで、申請地のごみ埋立ての経緯などについて申し上げます。

旧神埼町の時代、昭和48年から昭和51年にかけて、クリークにごみを埋めて処分場としてごみの埋立てを実施していました。

その後圃場整備事業が始まるまでにある程度埋まっていた、その上から真砂土で埋立られていました。そして圃場整備事業による換地後、現所有者の義父である〇〇氏の所有地となったとのことであります。

当初、土地改良区としては、圃場整備の地区外としていたところ、〇〇氏からその土地を地区内に入れて換地として自分の土地にしたいとの申し出によって取得されたとのことです。

その後、平成30年に開発業者から〇〇による開発の相談があり、対応について関係各課による内部協議を経て、開発業者と協議を重ね農振除外の手続きを完了したところで事業がストップした状態でありましたが、今回、改めて農地転用の申請書が提出されたところです。

説明は以上です。

## 議 長

説明が終わりました。申請番号1番について、地区担当委員の6番貞島委員のご意見をお願いします。

### 6番 貞島委員 【地区担当委員の意見】

6番の貞島です。1号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の宮崎、中原両推進委員と申請者とともに、現地の状況

や転用の内容を確認しましたが、申請地は、立地については事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もあり、また、ごみの埋め立て問題についても確約書が提出されておりますので問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

## 議 長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑無い模様でしばし経過)

(6番貞島委員挙手、議長指名)

## 6番 貞島委員

私は地区担当委員で、皆様にご審議をお願いしているところですけど、私も後で知ったんですけど、今後このような問題地というか懸念がある土地については、委員にこういった土地があるということや皆さんはどう思われるでしょうかということや事前によく知らしていただきたいと思えますね。

今回は、平成30年度からこのような計画があったことやその後の経緯を聞きましたが、私はこれに対して懸念を持ったことはですね、もしも土地を買った人たちがごみの埋立地だったということを知らなかったとしてですね、後でわかったときには、これはどういうことなのかという争議になるおそれがあると思うんですね。

それは事務局に聞いて、売買するときにそのことを明確に表示するという確約をもらっているということですけども、よかったら、こういう問題があったときには事前に地区担当委員にはお知らせ願いたい。そうすれば、もう少し早く理解した上で対応できるんじゃないかなと思いますので、今後事務局の方でこのことをお願いしたいと思っております。以上です。

## 議 長

わかります。ご要望のとおり適切に対応するべきだと思いますね。

事務局はぜひ心がけてください。

では、他にご質疑ありませんか。

(質疑無い模様)

## 議 長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

## 議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

## 議 長

これより採決します。 議案第1号、申請番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。  
よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第1号 受付番号2番の申請者は出席を求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

## 議 長

次に、申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

## 事務局 【議案第1号、申請番号2番を議案書により説明】

申請番号2番、申請地の所在は脊振町広滝 字〇〇 〇〇番の田1筆の901㎡です。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外につきましては令和3年11月に決定済であり、農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しますが、転用許可基準としましては、用地選定を行った上で、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る、に該当すると判断いたします。

位置図などにつきましては、4ページと5ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

## 議 長

説明が終わりました。 申請番号2番について、地区担当委員の12番田中委員のご意見をお願いします。

## 12番 田中委員 【地区担当委員の意見】

1 2 番の田中です。 1 号議案の申請番号 2 番の申請については私の担当地区でございます。

申請内容については、只今事務局の説明のとおりでございます。

私も、地区担当の執行推進委員や申請者及び西村会長、事務局とともに立会い、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、ふもとの集落までは 1 k m 以上離れていますし、隣接上段の農地との法面の高さが約 5 m はあって建築物を建てても日照などは問題ないということ、また、下の段では既存で 2 棟〇〇をされていますけれども、申請地も 1 棟〇〇をされるとのことで、申請の事業目的に適している立地の土地で、他の農地の営農に支障なく地区の同意も得てありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

**議 長**

ありがとうございます。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑無い模様)

**議 長**

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

**議 長**

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

**議 長**

これより採決します。 議案第 1 号、申請番号 2 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございます。 全員賛成であります。

よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第 2 号 農地法第 3 条関係)

**議 長**

次に、議案書の 6 ページをお願いします。

議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。



**事務局 【議案第2号、議案書を基に説明】**

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号1番及び2番につきましては、どちらも所有権の移転です。

1番は、申請農地を定期的に管理している隣接農地の農業者が、農地を売買により譲り受けるものであります。

位置図は7ページに添付しております。

2番は、申請農地を、長年利用権設定により耕作している農業者が、売買により農地を譲り受けるものであります。

こちらは位置図を8ページに添付しております。

許可申請の要件は、農地法第3条の各号にある許可基準を満たしております。説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑無い模様)

**議 長**

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

**議 長**

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

**議 長**

これより採決します。議案第2号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第3号 基盤強化促進法第18条第1項 所有権移転関係)

**議 長**

次に、議案書の9ページをお願いします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画、所有権移転関係について議題とします。  
事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】**

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 所有権移転関係について説明いたします。

申請番号1番と2番は、農地売買調整活動を経て、どちらも先月佐賀県農業公社への一時買い入れをご承認いただいた農用地であります。

今回、それぞれ、施設園芸営農者である買受人へと売り渡すものであります。

申請農地の位置図を、1番は14ページ、2番は15ページにそれぞれ添付しております。説明は以上です。

**議長**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)  
(質疑無い模様)

**議長**

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

**議長**

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

**議長**

これより採決します。議案第3号、農用地利用集積計画、所有権移転関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議長**

ありがとうございます。全員賛成であります。  
よって本件は、原案のとおり決定します。

(議案第4号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

**議長**

次に、別冊の議案第4号をお願いします。

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

(総括表の説明)

## 議 長

最初に、1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

### 事務局 【議案第4号、議案書の総括表を基に説明】

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

法令に基づき農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、となっておりますので、総会での議決を求めるものであります。

まずは議案書1ページの総括表を説明いたします。

#### 利用権設定関係総括表

神埼町、新規1件、再設定5件の計6件。内訳は、田17筆の 37,923.15㎡

千代田町、新規3件、再設定13件の計16件。内訳は、田43筆の94,430㎡、畑2筆の 327㎡、計45筆の94,757㎡

神埼市の合計22件。内訳は、田60筆の 132,353.15㎡、畑2筆の 327㎡、計62筆の 132,680.15㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

(農用地利用集積計画の審議)

## 議 長

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書2ページの、農用地利用集積計画、神埼町新規について審議します。事務局の説明を求めます。

### 事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書2ページの、神埼新規の申し出について説明いたします。

申請内容は、左から、土地の所在、地番、地目、面積、10aあたりの賃料、貸付人、借受人、それぞれの経営面積、利用目的、借賃料、そして設定の始期、終期となっております。

設定する内容は、田5筆の 12,670.15㎡であります。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)  
(質疑無い模様)

議 長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。  
よって本件は、原案のとおり決定します。

次に、議案書3ページの、農用地利用集積計画、神埼町再設定について審議します。 事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】**

議案書3ページから5ページになります、神埼町再設定の申し出について説明いたします。

設定する内容は5ページでございます、田12筆の 25, 253㎡であります。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)  
(質疑無い模様)

議 長

よろしいですかね。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

**議 長**

これより採決します。 農用地利用集積計画、神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

ありがとうございます。 全員賛成であります。  
よって本件は、原案のとおり決定します。

(農用地利用集積計画の審議)

**議 長**

次に、議案書6ページの、農用地利用集積計画、千代田町新規について審議します。 事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】**

議案書6ページから7ページになります、千代田町新規の申し出について説明いたします。

設定する内容は7ページでございます、田4筆の 12,687㎡であります。 説明は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(10番井手委員挙手、議長指名)

**10番 井手委員**

自分の担当地区内より申し出されていたのでお尋ねですが、賃借料が周辺農地よりは安いなあと思うので、面積は約10aなので、これは圃場の条件が悪いということなのかどうか、わかってあったらお願いします。

**事務局**

これは、委員もおっしゃるとおりかと思いますが、農地中間管理事業を活用した農地の賃貸借権の設定を若い担い手農業者の方とされていますが、この金額については我々がどうこう言うてはおりません。

申し出を受けて機構が一旦受けて、若い担い手へと貸付設定されていますし、圃場については集落内にある農地で、以前に圃場の一部が農地転

用されていて不整形な圃場ですので耕作条件は劣ると思われま

### 10番 井手委員

実は現地を見に行ったんですよ。 了解です。

### 事務局

事前のご確認ありがとうございます。

### 議長

委員は、事前活動の実施ありがとうございました。 他にございませんか。

(2番野田副会長挙手、議長指名)

### 2番 野田副会長

賃借料は、ある程度は調整をするべきものだろうか。

出し手受け手双方の協議をもって決められて、それをもって承認するものだと思いますが、極端に高い安いとなるとそれには何か関わりを持った方がいいのかってということになるのでしょうか。 私はしなくていいと思います。

農地中間管理機構が関わったとしても、そちらは法人のケースが一般的でしょうけど、やはり法人ごとに賃借料の設定をしているので、決まったことを尊重してやっていき、ときには途中変更もありうることでしょ

### 事務局

これまでの実績もありますし、各地域でこのくらいが今は適切だという金額があることは承知しております。

昔のように事務局から標準小作料などを示しておりませんので、それに代わって年度当初に過去1月から12月の年間の賃借料実績を大字ごとに取りまとめて、あくまで参考としてですが市報やHP、窓口でも公表させていただいております。

### 10番 井手委員

それは、参考となるものがあれば示してもらいたいとなるよね。 極端に高い安いってときは、これは耕作条件が要因かなと思いますよね。

### 事務局

申出をいただいたときに、正直調整は一切していません。 設定内容に対する当事者同士の合意があるということ、同意者が必要な場合もその

同意があるという事実を尊重しております。

### 10番 井手委員

それですね。そのことを私たちがわかっていれば、相談されてもちゃんと双方の協議が必要だよと言いますから。

### 議 長

私も、周囲より高いのも安いのも設定ありますよ。個別に頼まれてですね。それぞれ土地や耕作条件はいろいろあるからですね、なかなかこうだからだよって決められないことですね。

出し手受け手同士の話し合いを私たちは尊重しなければと思います。

### 10番 井手委員

調整や干渉したりするのか確認したかったんで聞きましたが、合意内容を尊重するってことで、私も納得しましたのでよろしいです。

### 事務局

農地の利用権設定のことで委員にご相談がありましたら、参考資料として過去1年間の大字ごと賃借料実績が農業委員会事務局の窓口で用意してあるから問合わせてみてとお繋ぎしていただければと思います。

(委員一同了解される)

### 議 長

皆様、よろしく申し上げます。他にご質疑ありますでしょうか。

(ありませんの声あり)

### 議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

### 議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

### 議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本件は、原案のとおり決定します。

### 議 長

次に、議案書8ページの、農用地利用集積計画、千代田町再設定につい

て審議します。事務局の説明を求めます。

**事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】**

議案書8ページから14ページになります、千代田町再設定の申し出について説明いたします。

設定する内容は14ページでございます、田39筆の 81,743㎡と、畑2筆の 327㎡、計41筆の 82,070㎡であります。

説明は以上です。

**議長**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。ちょっと時間を取りますので議案をご確認ください。

(質疑・応答)  
(質疑無しの模様)

**議長**

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

**議長**

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

**議長**

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議長**

ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本件は、原案のとおり決定します。

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

**議長**

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。事務局の説明を求めます。

**事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】**

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について



報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの各号の規定により、農地の賃貸借について合意による解約などが行われた場合は、同法施行規則第66条により、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。

内容は、農地中間管理事業法や農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約で、この後は、利用権設定内容の変更や借り手の変更及び所有権の移転が予定されております。 報告は以上です。

**議 長**

説明が終わりました。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)  
(質疑無しの模様)

**議 長**

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

**議 長**

ありがとうございます。 報告第1号については以上で終わります。

**議 長**

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和4年 第10回神崎市農業委員会総会を閉会します。

ご審議ありがとうございました。

10時10分 閉 会